平成２３年（再イ）第３０３号
札幌市中央区北７条西17丁目７番地11　カインドＫ402号
再生債務者　明平　　武
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第３５５号
札幌市白石区北郷１条７丁目１番１―806号
再生債務者　田渕　弘恭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第４５号
青森県八戸市岬台２丁目19番６号
再生債務者　大澤　　渉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月16日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２３年（再イ）第１３号
山形県東村山郡中山町大字長崎6086番地４
再生債務者　高橋　正樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月16日　　山形地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第２５号
山形県寒河江市大字島字皿沼西1835番地
再生債務者　黒田万寿夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月16日　　山形地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第６３号
愛知県豊田市野見山町３丁目88番地35　センシア美里南301号
再生債務者　鈴木　美幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月16日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２２年（再イ）第８０号
和歌山市吐前820番地の17
再生債務者　部家　義典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月16日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（再イ）第１５号
松江市東朝日町204番地　市営小浜アパート２―101
再生債務者　有田　　宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月16日　　松江地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第４５号
熊本県熊本市帯山７丁目15番15―207号
再生債務者　稲員　光広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月16日
熊本地方裁判所民事第１部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構中部支社公告第２号

独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第４項の規定に基づき、都市公園新設に関する工事を次のとおり開始するので、公告する。

平成 23 年 11 月 30 日

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長　小野沢　透

特定公共施設の種類及び名称	工　事　の　区　域	工事の種類	工事の開始日
鈴鹿市防災公園	三重県鈴鹿市南玉垣町字東鼻野3500番５外４筆	都市公園の新設に関する工事	平成23年12月１日

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第10号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定により、橋本都市計画事業橋本隅田土地区画整理事業の換地計画を下記のとおり縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により公告する。

平成 23 年 11 月 30 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　糟谷　明人

記

１．縦覧期間　平成23年12月１日から
平成23年12月14日まで
２．縦覧場所　和歌山県橋本市三石台三丁目26番地の８
独立行政法人都市再生機構
西日本支社　橋本開発事務所
３．縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで

首都高速道路工事開始公告

当社において、首都高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 23 年 11 月 30 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　橋本圭一郎

記

1　路　線　名　都道首都高速６号線
2　工事の区間　東京都葛飾区堀切四丁目から同区小菅三丁目まで
3　工事の種類　改築工事
4　工事開始の日　平成23年12月１日

首都高速道路工事開始変更公告

当社において、首都高速道路の工事の区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 23 年 11 月 30 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　橋本圭一郎

記

1　路　線　名　都道首都高速７号線
2　工事の区間　旧）東京都江戸川区西小松川町
新）東京都江戸川区西小松川町、同区東小松川二丁目、同区松島一丁目
3　工事の種類　改築工事
4　追加区間の工事開始の日　平成23年12月１日